

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）

改 正 案	現 行
一〇三十二（略） 三十三 自動二輪車用着衣型エアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・六〇六グラム以下であること。 ロ ホ（略） ヘ 未使用のエアバッグガス発生器を回収する方法を、その表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示するとともに、付属する取扱説明書に記載すること。ただし、エアバッグガス発生器を用いる自動二輪車用着衣型エアバッグ及び当該エアバッグに付属する取扱説明書に表示又は記載する場合は、この限りではない。 三十四～四十五（略）	一〇三十五（略） 三十三 自動二輪車用着衣型エアバッグ（圧力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。以下このイにおいて同じ。）の量が〇・一八八グラム以下（二の圧力容器封板開放装置を有する自動二輪車用着衣型エアバッグの場合にあつては、当該装置内の火薬の量がそれぞれ〇・三二グラム以下）であること。 ロ ホ（略） （新設） 三十四～四十五（略）

四十六 気泡発生装置用アクチュエーターであつて、次の要件を満たすもの

イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一九〇グラム以下であること。

ロ 電気点火により、ピストン（最大変位が五十ミリメートル以下のものに限る。）を押し出す構造であること。

ハ 本体は、ステンレス鋼その他の合金製であること。

ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。

ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

ヘ 燃烧室は、気密性を有し、爆発及び燃烧により塑性変形しない材質であること。

ト 作動後のピストンは固定され、燃烧室内の残ガスが外部に漏れないものであること。

四十七 発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（摩擦点火によりガスを発生させる構造のものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの

イ 点火薬（塩素酸塩を主とする爆薬に限る。）の量が〇・五五グラム以下であること。

ロ ガス発生剤（ガス発生量が一秒につき二千五百六十八立方センチメートル以下及び発熱量が一秒につき二千九百ジュール以下の硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が百五十グラム以下であること。

（新設）

（新設）

ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。 ニ 外殻は、アルミニウムその他の防錆性を有する合金製であること。 ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。 ヘ 未使用のガス発生器を回収する方法を、その表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示するとともに、付属する取扱説明書に記載すること。	
---	--